

矢板市とアデコ株式会社との地域共同事業に関する包括連携協定書

栃木県矢板市（以下「甲」という。）とアデコ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、矢板市内における地域共同事業（以下、「共同事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な連携を通じて、互いの資源や魅力を活かした事業に共同で取り組むことにより、矢板市の一層の活性化及び市民サービス向上を目指し、地域産業の発展や地元住民への教育機会の提供を強化しながら SDGs に則った持続可能なまちづくりを推進することで、新たな未来を切り拓くことを目的とする。

（共同事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共同事業を行うことに努める。次のとおり包括連携協定地域の雇用創出及び人材育成を推進するために、相互に連携し協力して実行する。

（共同事業内容）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行うものとする。

- （1）矢板市内の企業における採用力強化に関すること
- （2）矢板市内の企業における DX の推進に関すること
- （3）矢板市内における人材育成に関すること
- （4）矢板市における人材の就労支援及び活躍推進に関すること
- （5）矢板市における人材の定着に関すること
- （6）その他、地域の活性化に資する取組に関すること

（個別協議）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる個別の案件について協働により推進する際には、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要な事項について協議し、別途取り決めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効

期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にもかかわらず、解約しようとする1月前までに書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び終了後も守秘義務が課せられることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾がある場合はこの限りではない。

(雑則)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた場合には、その都度協議して決めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年2月10日

甲 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市

市長 森島 武芳

乙 東京都千代田区霞が関3番7号1 霞が関東急ビル

アデコ株式会社

代表取締役社長 平野 健二